平成２５年（フ）第３８号
長野県上田市諏訪形1106番地１　ハイツパールＣ棟201号
債務者　加納　康男
１　決定年月日時　平成25年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第７８号
岐阜市青柳町５丁目13番地　コーポ藤―22号室
債務者　山田奈津子
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５０号
奈良市横井１丁目112－４　岡田ハイツ102号、住民票上の住所奈良県大和郡山市小泉町東２丁目６番地５　レオパレス冨田108号
債務者　原　　昭暢
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８２号
奈良市朱雀５丁目１番地の１　平城朱雀第２住宅43―107
債務者　平岡　美佐
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第９９号
奈良市三条桧町16番16―305号
債務者　木村　智子
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第７号
鳥取県東伯郡三朝町大字三朝691番地１
債務者　下岡　美保
１　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第１０号
鳥取県東伯郡琴浦町大字田越512番地
債務者　源内　真紀
１　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第１８３号
鳥取県西伯郡伯耆町添谷1025番地１
債務者　本庄　義明
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第２９号
広島県三原市沼田東町片島728番地４
債務者　金近　隆司
１　決定年月日時　平成25年４月10日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
山口県下関市菊川町大字下岡枝246番地
債務者　原田　　進
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
山口県下関市豊北町大字滝部730番地
債務者　熊井　明雄
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
愛媛県新居浜市星原町11番11号
債務者　村尾　峰弘
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第３２号
愛媛県新居浜市中村１丁目11番46号　ウエスト・ワン103号高橋慎一方、住民票上の住所愛媛県八幡浜市保内町川之石７番耕地92番地
債務者　上野　絵理
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第３４号
愛媛県四国中央市金田町金川135番地１　サンハイツ金田604号、前住所愛媛県四国中央市金生町山田井744番地１
債務者　安藤　由実
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第３５号
愛媛県新居浜市久保田町１丁目３番22号　グランコート久保田Ａ―２号室、前住所愛媛県西条市神拝甲141番地１　サントノーレ神拝601
債務者　小笠原　稔
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１２号
福岡県宮若市竹原８番地　シャトレＤ―101
債務者　安永さとみ
１　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第４５号
福岡県小郡市小郡1246番地１
債務者　木下　俊男
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部